

令和6年度 公文書開示状況（9月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 7. 12	R6. 9. 9	下記資料に係る成果品 「令和 5 年度泉津漁港防波堤（改良）測量」	189		1					1	1	1						（１）氏名、携帯電話番号、メールアドレス、顔貌 特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 （２）自動車登録番号、車台番号、二次元コード 公にすることにより事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるため、東京都情報公開条例第 7 条第 3 号に該当 （３）印影、署名 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当	港湾局 離島港湾部 管理課
2	R6. 7. 23	R6. 9. 19	下記資料に係る成果品 「令和 5 年度新島港海岸護岸測量（その 2）」	269		1					1	1	1						（１）氏名、携帯電話番号、顔貌 特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 （２）船舶名、船舶番号、漁船登録番号、自動車登録番号 公にすることにより事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるため、東京都情報公開条例第 7 条第 3 号に該当 （３）印影 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当	港湾局 離島港湾部 管理課